

重要事項説明書

カーサ月の輪 デイサービスセンター
【介護予防通所介護相当サービス】

社会福祉法人 幸寿会

カーサ月の輪

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防通所介護相当サービス

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(大津市指定 第2570103008号)

当事業所はご利用者に対して介護予防通所介護相当サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容について、ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として「事業対象者」と認定された方が対象となります。事業対象者の認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆ 目次 ◆◆

1. 事業者.....	1
2. 事業所の概要.....	1
3. 通常の事業実施地域及び営業時間.....	2
4. 職員の配置状況.....	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
6. 身体的拘束等.....	7
7. 個人情報の保護について.....	8
8. 緊急時及び事故発生時の対応方法.....	8
9. その他運営に関する重要事項について.....	9
10. 苦情の受付について.....	9

(令和6年6月1日改定)

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 幸寿会
- (2) 法人所在地 滋賀県大津市月輪 1 丁目 1 2 番 8 号
- (3) 電話番号 077-547-0950
- (4) 代表者氏名 理事長 坂口 昇
- (5) 設立年月 平成 10 年 9 月 16 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 介護予防通所介護相当サービス
平成 29 年 4 月 1 日大津市指定 第 2570103008 号

(2) 事業の目的

事業対象者として認定を受けた高齢者に対し、事業所の生活相談員または、看護職員、介護職員等の従事者（以下「通所介護従事者」という）が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、適正な指定介護予防通所介護を提供することを目的とする。

- (3) 事業所の名称 カーサ月の輪デイサービスセンター
- (4) 事業所の所在地 滋賀県大津市月輪 1 丁目 1 2 番 8 号
- (5) 電話番号 077-547-0950
- (6) 事業所長（管理者） 日比 晴久

(7) 事業所の運営方針

- ① 本事業所は、事業対象者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
- ② 事業の実施にあたっては、関係市町村、介護予防生活支援サービス事業者、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- ③ ご利用者の人権擁護、虐待防止を掲げ、その為に責任者を設置し、本事業所に勤務する職員に対し研修機会を設けます。
- ④ 本事業所を運営する法人役員及び事業所の管理者、従業員は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）であってはならず、加えて本事業所の運営について、暴力団員の支配を受けてはならないものとします。

- (8) 開設年月 平成 23 年 6 月 1 日
- (9) 利用定員 35 人（月～土）

3. 通常の事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

大津市	瀬田学区、瀬田北学区、瀬田東学区、瀬田南学区
草津市	老上学区、玉川学区、南笠東学区

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土
営業時間	月～土 8：30～17：30
サービス提供時間	月～土 9：30～16：35

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定介護予防通所介護サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職務内容	指定基準
管理者	従業員・業務の管理 介護予防通所介護計画の管理	1名 (兼務可)
生活相談員	利用者や家族の相談対応 サービス実施のための連絡調整 介護予防通所介護計画の作成	1名以上
看護職員	利用者の健康管理	1名以上
介護職員	介護予防通所介護計画に基づいた利用者の支援・介助	5名以上
機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を実施	1名以上 (兼務可)

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下のような種類があります。

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険または総合事業から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合 |
|--|

(1) 介護保険または総合事業の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（9割、8割または7割）が介護保険または総合事業から給付されます。

〈サービスの概要〉

◇ 共通的服务

利用者が自立した生活を送るために、能力に応じて食事・入浴・排泄などの必要な介助を行います。

① 食事（ただし、食材料費等は別途いただきます。）

当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。

（食事時間） 12：00～13：00

- ② 入浴
入浴または清拭を行います。
- ③ 排泄
ご利用者の排泄の介助を行います。
- ④ 機能訓練
機能訓練担当職員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
- ⑤ 生活相談
介護、健康、栄養、食事、リハビリ等の相談に応じます。
- ⑥ レクリエーション
遊びリテーション等のレクリエーションを実施します。
- ⑦ 健康チェック
看護職員等が健康管理を行います。
- ⑧ 送迎
ご自宅と事業所間の送迎を行います。

〈サービスの利用頻度〉

利用する曜日や内容等については、介護予防相当サービス計画に沿いながら、ご利用者と協議の上決定し、介護予防通所介護相当サービス計画に定めます。

ただし、利用者の状態の変化、介護予防相当サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

〈サービス利用料金（1回あたり）〉

下記の通り、サービス利用料金から介護保険または総合事業から給付される除いた金額（自己負担額。利用者ごとの負担割合（1～3割）は、介護保険負担割合証に記載されています。）をお支払い下さい。

総合事業サービスの基本料金					(単位:円)
		利用料金(10割)	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
通所型サービス費Ⅰ(週1回程度) ※1回目～4回目		4,556 <1回あたり>	456	912	1,367
通所型サービス費Ⅱ(週1回程度) ※5回以上		18,789 <1月あたり>	1,879	3,758	5,637
通所型サービス費Ⅲ(週2回程度) ※1回目～8回目		4,671 <1回あたり>	468	935	1,402
通所型サービス費Ⅳ(週2回程度) ※9回以上		37,839 <1月あたり>	3,784	7,568	11,352
日割り	週1回程度	616 <1日あたり>	62	124	185
	週2回程度	1,243 <1日あたり>	125	249	373
<日割り計算について> ★月途中で要支援・介護度の変更があった等の事由に該当する場合は、日割りで算定します。 ★実際に利用した日数にかかわらず、上記の金額にサービス算定対象日数を乗じて算定します。					
総合事業サービスの加算					
加算種類		月額の利用料金(月額固定)	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
サービス提供体制強化加算Ⅰ (週1回程度)		919	92	184	276
サービス提供体制強化加算Ⅰ (週2回程度)		1,839	184	368	552
科学的介護推進体制加算		418	42	84	126
介護職員等処遇改善加算Ⅰ		9.2%	介護職員処遇改善のための加算で総単位数に対する割合		

ア. 通所型サービス費Ⅰ

事業対象者、要支援1の者で、ケアプランにおいて週1回程度の利用とされている場合の1月の中で全4回までのサービスを行った場合に算定

イ. 通所型サービス費Ⅱ

事業対象者、要支援1の者で、ケアプランにおいて週1回程度の利用とされている場合の1月の中で全5回以上のサービスを行った場合に算定

ウ. 通所型サービス費Ⅲ

事業対象者、要支援1(A7)、要支援2の者で、ケアプランにおいて週2回程度の利用とされている場合の1月の中で全8回までのサービスを行った場合に算定

エ. 通所型サービス費Ⅳ

事業対象者、要支援1(A7)、要支援2の者で、ケアプランにおいて週2回程度の利用とされている場合の1月の中で全9回以上のサービスを行った場合に算定

オ. 日割り請求について

月中での契約や区分変更があった等の事由に該当する場合、日割りで算定する。実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間（※）に応じた日数による日割りとする。具体的には、前項の料金表の金額（日額）にサービス算定対象日数を乗じて算定する。

※サービス算定対象期間

月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間。

月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間。

○送迎減算

ご家族で送迎されるなど、当施設職員のほうで送迎を行わなかった場合、下記の料金が減算されます。

加算項目	自己負担金 1割	自己負担金 2割	自己負担金 3割
送迎減算	片道につき 50 円	片道につき 99 円	片道につき 148 円

- ① ご利用者がまだ事業対象者の認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。事業対象者の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が保険者から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防相当サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ② ご利用者の食事の提供にかかる費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）
- ③ 介護保険または総合事業からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

（2）介護保険または総合事業の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

- ① 食事の提供にかかる費用
ご利用者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。
料金：1回あたり650円（おやつ代を含みます）
※当日11時以降のキャンセルの場合、お食事代（650円）をキャンセル料としていただきます。
- ② レクリエーション、クラブ活動
ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：必要に応じて材料費等の実費をいただくことがあります。

② 複写物の交付

複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

料金：1枚につき10円

③ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつは、本人持参を原則としますが、不足分については実費負担となります。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用月ごとに、お支払い下さい。

ご利用料金は利用月毎に月末に締め切り、翌月20日(銀行休業日は翌営業日)銀行口座から引き落としさせていただきます。

＜ご利用できる金融機関＞ゆうちょ銀行・滋賀銀行・関西みらい銀行

※尚、残高不足等で引き落としが出来なかった場合には、手数料として110円をご負担いただきます(滋賀銀行・関西みらい銀行)。

やむを得ない理由で引き落としができない場合は、ご利用月の翌月25日までに下記指定口座へ振込いただくか、窓口(平日9時～17時)で現金でお支払いください。

*振込手数料はご利用者さま負担となります。

滋賀銀行	本店	普通預金	179380
関西みらい銀行	びわこ営業部	普通預金	620646
【名義】	社会福祉法人	幸寿会	

(4) 利用の中止、変更、追加

① 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、介護予防通所介護相当サービスの利用を中止、変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

② 月のサービス利用日や回数については、利用者の状態の変化、介護予防サービス計画または介護予防ケアプランに位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

③ ご利用者の状態の変化等により、サービス提供量が、介護予防相当サービス計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者または介護予防・日常生活支援事業者と調整の上、介護予防サービス計画または介護予防ケアプランの変更又は要支援認定の変更申請、要介護認定申請の援助等必要な支援を行います。

- ④ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

6. 身体的拘束等

ご利用者または他のご利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為は、行いません。

ご利用者に対し緊急やむを得ず、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する場合は、ご利用者およびそのご家族に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。この場合、次の書面をもって説明し、経過を記録します。

記録① ご利用者に対する行動制限を決定した者の氏名、行動制限の理由、方法、
記すべき心身の状況、見込まれる期間等を記した説明書

記録② 前項に基づくご利用者に対する行動制限による日々の心身状態等の観察と
再検討の内容、再検討の参加者名等の記録

7. 個人情報の保護について

ご利用者またはそのご家族等の個人情報は、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、退所された後も継続します。

ご利用者に医療上、緊急の必要性がある場合、または、ご利用者の円滑な退所のための援助を行う場合には、医療機関や居宅介護支援事業者等に対して、ご利用者またはそのご家族等に関する個人情報を提供します。

この場合、あらかじめご利用者およびそのご家族の同意を得るようにします。

なお、当施設に来られる面会者や見学者、実習生やボランティアの方々が、あるいは、外出先で出会った方々が、ご利用者をご存じであった場合などに、ご利用者を見かけられたり、居室の表示などから、個人を特定されることがありますので、ご承知おき下さい。

8. 緊急時及び事故発生時の対応方法

(1) 緊急時の対応方法

- ① サービス提供中に、利用者の心身状態の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講じます。また、利用者の家族、介護予防支援事業所にも連絡させていただきます。
- ② 病状等の状況によっては、事業所の判断により救急車による搬送を要請することもあります。

(2) 事故発生時の対応方法

- ① ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護予防支援事業所等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

② 事業者の責に帰すべき事由によりご利用者に生じた損害について、賠償する責任を負います。ただし、ご利用者に故意または過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。また、事業者の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

(3) 非常災害時の対応方法

非常災害発生時において、他の社会福祉施設・事業所と連携を取り、協力し合うことで事業運営を継続して行えるよう努めると共に利用者の安全を確保するよう努めます。

9. その他運営に関する重要事項について

(1) 当事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、また、常に業務体制を整備しています。

(2) ご利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、当事業所に勤務する従業員に対し、研修の機会を確保しています。

(3) 当事業所を運営している法人の役員及び事業所の管理者、従業員は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律[平成3年法律第77号]第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）を採用しておりません。加えて当事業所の運営について、暴力団員の支配を受けておりません。

(4) サービス利用に当たっての留意事項

ご利用者は事業所の利用に当たって、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を本事業所の職員に連絡し、心身の状況に応じた利用を心掛けてください。

(5) サービスの第三者評価の実施状況について

当施設はサービスの第三者評価は実施しておりません。

10. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 生活相談員 岸村 晴菜

○受付時間 毎週月曜日～日曜日

8：30～17：30

○電話番号 077-547-0950

また、苦情受付ボックスを1階事務室前に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

大津市役所 介護保険課	所在地 大津市御陵町3-1 電話番号 077(528)2753
草津市役所 介護保険課	所在地 草津市草津3丁目13-30 (さわやか保健センター2階) 電話番号 077(561)2369
滋賀県国民健康 保険団体連合会	所在地 大津市中央四丁目5番9号 電話番号 077(510)6605
滋賀県運営適正化委員会 (あんしん・なっとく委員会)	所在地 草津市笠山7-8-138 滋賀県立長寿社会福祉センター内 電話番号 077(567)4107

(3) 成年後見制度・権利擁護の相談窓口

大津家庭裁判所 (後見係・財産管理係)	所在地 大津市京町3-1-2 電話番号 077-503-8156
大津市社会福祉協議会 地域福祉権利擁護事業 (おおつ あんしんネット)	所在地 大津市浜大津4丁目1番1号 明日都浜大津5階 電話番号 077-525-9316 (代表番号)

(4) 高齢者虐待防止相談窓口

滋賀県権利擁護センター	所在地 草津市笠山7丁目8-138 県立長寿福祉センター内 相談日 月～金曜日(祝日、年末年始除く) 9:00～16:00 電話番号 077-567-3924 FAX 077-567-5160
高齢者総合相談センター	所在地 草津市笠山7丁目8-138 県立長寿福祉センター内 電話番号 077-566-0110
大津市役所 健康保険部長寿政策課	所在地 大津市御陵町3-1 電話番号 077-528-2741 (代表番号) FAX 077-526-8382

本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

カーサ月の輪デイサービスセンター

説明者

職 名 生活相談員

氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

ご本人

住 所

氏 名 印

私は、本人から依頼を受け、本人に代わり重要事項の説明を受ける代理人として、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受けました。

代理人

住 所

氏 名 印

この重要事項説明書は、「大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成 25 年 3 月 22 日大津市条例第 16 号)第 108 条(第 9 条を準用)」に基づき、利用申込者、又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

重要事項説明書

カーサ月の輪 デイサービスセンター

社会福祉法人 幸寿会

カーサ月の輪 通所介護（デイサービスセンター）

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(大津市指定 第2570103008号)

当事業所はご利用者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容については、ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆ 目次 ◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 通常の事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 身体的拘束等	6
7. 個人情報の保護について	6
8. 緊急時及び事故発生時の対応方法	7
9. その他運営に関する重要事項について	7
10. 苦情の受付について	8

令和6年4月1日改定

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 幸寿会
- (2) 法人所在地 滋賀県大津市月輪1丁目12番8号
- (3) 電話番号 077-547-0950
- (4) 代表者氏名 理事長 坂口 昇
- (5) 設立年月 平成10年9月16日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類 指定通所介護事業所（通常規模型）
平成23年6月1日 大津市指定 第2570103008号

(2) 事業の目的

要介護状態にある高齢者に対し、事業所の生活相談員または、看護職員、介護職員等の従事者（以下「通所介護従事者」という）が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(3) 事業所の名称 カーサ月の輪 デイサービスセンター

(4) 事業所の所在地 滋賀県大津市月輪1丁目12番8号

(5) 電話番号 077-547-0950

(6) 事業所長（管理者） 日比 晴久

(7) 事業所の運営方針

- ① 本事業所の通所介護事業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
- ② 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- ③ ご利用者の人権擁護、虐待防止を掲げ、その為に責任者を設置し、本事業所に勤務する職員に対し研修機会を設けます。
- ④ 本事業所を運営する法人役員及び事業所の管理者、従業員は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であってはならず、加えて本事業所の運営について、暴力団員の支配を受けてはならないものとします。

(8) 開設年月 平成23年6月1日

(9) 利用定員 35人（月～土）

3. 通常の事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

大津市	瀬田学区、瀬田北学区、瀬田東学区、瀬田南学区
草津市	老上学区、玉川学区、南笠東学区

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土
営業時間	月～土 8:30～17:30
サービス提供時間	月～土 9:30～16:35
早朝・延長対応時間	月～土 8:00～9:30、16:35～18:15

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職務内容	指定基準
管理者	従業員・業務の管理 通所介護計画の管理	1名 (兼務可)
生活相談員	利用者や家族の相談対応 サービス実施のための連絡調整 通所介護計画の作成	1名以上
看護職員	利用者の健康管理	1名以上
介護職員	通所介護計画に基づいた利用者の支援・介助	5名以上
機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を実施	1名以上 (兼務可)

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下のような種類があります。

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合 |
|---|

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（9割、8割または7割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

- ① 食事（ただし、食材料費等は別途いただきます。）
当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
（食事時間）12：00～13：00
- ② 入浴
入浴または清拭を行います。
- ③ 排泄
ご利用者の排泄の介助を行います。
- ④ 機能訓練
機能訓練担当職員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
- ⑤ 生活相談
介護、健康、栄養、食事、リハビリ等の相談に応じます。
- ⑥ レクリエーション

遊びリテーション等のレクリエーションを実施します。

⑦ 健康チェック

看護職員等が健康管理を行います。

⑧ 送迎

ご自宅と事業所間の送迎を行います。

〈サービス利用料金（1回あたり）〉

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額。利用者ごとの負担割合（1～3割）は、介護保険負担割合証に記載されています。）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

令和7年2月1日より

デイサービス利用の基本料金（通常規模型） 7時間以上8時間未満

（単位：円）

	1回あたりの利用料金	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
要介護1	6,876	688	1,376	2,063
要介護2	8,119	812	1,624	2,436
要介護3	9,405	941	1,881	2,822
要介護4	10,690	1,069	2,138	3,207
要介護5	11,996	1,200	2,400	3,599

デイサービス利用の基本料金（通常規模型） 6時間以上7時間未満

（単位：円）

	1回あたりの利用料金	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
要介護1	6,102	611	1,221	1,831
要介護2	7,200	720	1,440	2,160
要介護3	8,318	832	1,664	2,496
要介護4	9,415	942	1,883	2,825
要介護5	10,533	1,054	2,107	3,160

デイサービス利用の基本料金（通常規模型） 5時間以上6時間未満

（単位：円）

	1回あたりの利用料金	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
要介護1	5,956	596	1,192	1,787
要介護2	7,032	704	1,407	2,110
要介護3	8,119	812	1,624	2,436
要介護4	9,196	920	1,840	3,085
要介護5	10,282	1,029	2,057	3,085

加算料金

	1回あたりの利用料金	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
入浴介助加算Ⅰ	418	42	84	126
入浴介助加算Ⅱ	574	58	115	173
※入浴介助加算ⅠかⅡは入浴状況により判定				
科学的介護推進体制加算	418	42	84	126
中重度者ケア体制加算	470	47	94	141
サービス提供体制強化加算Ⅰ	229	23	46	69
認知症加算	627	63	126	189
ADL維持等加算Ⅰ	313	32	63	94
ADL維持等加算Ⅱ	627	63	126	189
※ADL維持等加算Ⅰ・Ⅱは併算されません				
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	9.2%	介護職員処遇改善のための加算で総単位数に対する割合		

○送迎加算

ご家族で送迎されるなど、当施設職員のほうで送迎を行わなかった場合、下記の料金が減算されます。

加算項目	自己負担金 1割	自己負担金 2割	自己負担金 3割
送迎減算	片道につき50円	片道につき99円	片道につき148円

- ① ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が保険者から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ② ご利用者の食事の提供にかかる費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）
- ③ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

- ① 食事の提供にかかる費用
ご利用者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。
料金：1回あたり650円（おやつ代含みます）
※当日11時以降のキャンセルの場合、お食事代（650円）をキャンセル料としていただきます。
- ② レクリエーション、クラブ活動
ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
利用料金：必要に応じて材料代等の実費をいただくことがあります。
- ③ 複写物の交付
複写物を必要とする場合には実費をいただきます。
料金：1枚につき10円
- ④ 早朝サービス
ご利用者の希望により早朝サービスを実施しています。
（提供時間）8：00～9：30
料金：1回500円。
朝食希望の場合、別途420円。
- ⑤ 延長サービス
ご利用者の希望により延長サービスを実施しています。

(提供時間) 16:35~18:15

料金: 1回500円。

夕食希望の場合、別途550円。

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつは、本人持参を原則としますが、不足分については実費負担となります。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用月ごとに、お支払い下さい。

ご利用料金は利用月毎に月末に締め切り、翌月20日(銀行休業日は翌営業日)銀行口座から引き落としさせていただきます。

<ご利用できる金融機関> ゆうちょ銀行・滋賀銀行・関西みらい銀行

※尚、残高不足等で引き落としが出来なかった場合には、手数料として110円をご負担いただきます(滋賀銀行・関西みらい銀行)。

やむを得ない理由で引き落としができない場合は、ご利用月の翌月25日までに下記指定口座へ振込いただくか、窓口(平日9時~17時)で現金でお支払いください。

*振込手数料はご利用者さま負担となります。

滋賀銀行	本店	普通預金	179380
関西みらい銀行	びわこ営業部	普通預金	620646
【名義】	社会福祉法人	幸寿会	

(4) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止、変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。
- ② サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

6. 身体的拘束等

ご利用者または他のご利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為は、行いません。

ご利用者に対し緊急やむを得ず、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する場合は、ご利用者およびそのご家族に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。この場合、次の書面をもって説明し、経過を記録します。

記録① ご利用者に対する行動制限を決定した者の氏名、行動制限の理由、方法、特記すべき心身の状況、見込まれる期間等を記した説明書

記録② 前項に基づくご利用者に対する行動制限による日々の心身状態等の観察と再検討の内容、再検討の参加者名等の記録

7. 個人情報の保護について

ご利用者またはそのご家族等の個人情報は、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、退所された後も継続します。

ご利用者に医療上、緊急の必要性がある場合、または、ご利用者の円滑な退所のための援助を行う場合には、医療機関や居宅介護支援事業者等に対して、ご利用者またはそのご家族等に関する個人情報を提供します。

この場合、あらかじめご利用者およびそのご家族の同意を得るようにします。

なお、当施設に来られる面会者や見学者、実習生やボランティアの方々が、あるいは、外出先で出会った方々が、ご利用者をご存じであった場合などに、ご利用者を見かけられたり、居室の表示などから、個人を特定されることがありますので、ご承知おき下さい。

8. 緊急時及び事故発生時の対応方法

(1) 緊急時の対応方法

- ① サービス提供中に、利用者の心身状態の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講じます。また、ご利用者の家族、居宅介護支援事業所にも連絡させていただきます。
- ② 病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請することもあります。

(2) 事故発生時の対応方法

- ① ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- ② 事業者の責に帰すべき事由によりご利用者に生じた損害について、賠償する責任を負います。ただし、ご利用者に故意または過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。また、事業者の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

(3) 非常災害時の対応方法

非常災害発生時において、他の社会福祉施設・事業所と連携を取り、協力し合う

ことで事業運営を継続して行えるよう努めると同時に利用者の安全を確保するよう努めます。

9. その他運営に関する重要事項について

- (1) 当事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、また、常に業務体制を整備しています。
- (2) ご利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、当事業所に勤務する従業員に対し、研修の機会を確保しています。
- (3) 当事業所を運営している法人の役員及び事業所の管理者、従業員は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律[平成3年法律第77号]第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）を採用しておりません。加えて当事業所の運営について、暴力団員の支配を受けておりません。
- (4) サービス利用に当たっての留意事項
ご利用者は事業所の利用に当たって、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を本事業所の職員に連絡し、心身の状況に応じた利用を心掛けてください。
- (5) サービスの第三者評価の実施状況について
当施設はサービスの第三者評価は実施しておりません。

10. 苦情の受付について

- (1) 当事業所における苦情の受付
当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。
 - 苦情受付窓口（担当者）
[職名] 生活相談員 岸村 晴菜.....
 - 受付時間 毎週月曜日～日曜日
8：30～17：30
 - 電話番号 077-547-0950また、苦情受付ボックスを1階事務室前に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

大津市役所 介護保険課	所在地 大津市御陵町3-1 電話番号 077(528)2753
草津市役所 介護保険課	所在地 草津市草津3丁目13-30 (さわやか保健センター2階) 電話番号 077(561)2369
滋賀県国民健康 保険団体連合会	所在地 大津市中央四丁目5番9号 電話番号 077(510)6605

滋賀県運営適正化委員会 (あんしん・なっとく委員会)	所在地 草津市笠山7-8-138 滋賀県立長寿社会福祉センター内 電話番号 077(567)4107
-------------------------------	---

(3) 成年後見制度・権利擁護の相談窓口

大津家庭裁判所 (後見係・財産管理係)	所在地 大津市京町3-1-2 電話番号 077-503-8156
大津市社会福祉協議会 地域福祉権利擁護事業 (おおつ あんしんネット)	所在地 大津市浜大津4丁目1番1号 明日都浜大津5階 電話番号 077-525-9316 (代表番号)

(4) 高齢者虐待防止相談窓口

滋賀県権利擁護センター	所在地 草津市笠山7丁目8-138 県立長寿福祉センター内 相談日 月～金曜日(祝日、年末年始除く) 9:00～16:00 電話番号 077-567-3924 FAX 077-567-5160
高齢者総合相談センター	所在地 草津市笠山7丁目8-138 県立長寿福祉センター内 電話番号 077-566-0110
大津市役所 健康保険部長寿政策課	所在地 大津市御陵町3-1 電話番号 077-528-2741 (代表番号) FAX 077-526-8382

令和 年 月 日

本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

カーサ月の輪 デイサービスセンター
説明者

職 名 生活相談員

氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

ご本人

住 所

氏 名 印

私は、本人から依頼を受け、本人に代わり重要事項の説明を受ける代理人として、本書面に
基づいて事業所から重要事項の説明を受けました。

代理人

住 所

氏 名 印

この重要事項説明書は、「大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、
設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 25 年 3 月 22 日大津市条例第 15 条)第
113 条(第 9 条を準用)」に基づき、利用申込者、又はその家族への重要事項説明のために
作成したものです。